

会計規程の変更について

年金積立金管理運用独立行政法人の会計規程について、減価償却資産（無形固定資産及びリース資産を除く。）の減価償却方法の変更に伴い、別紙のとおり変更したい。

なお、本件議決の上は、独立行政法人通則法第49条の規定に基づき、厚生労働大臣あて届出を行う。

【参考】独立行政法人通則法（抜粋）

（会計規程）

第49条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

会計規程の変更 (案)

会計規程(平成18年規程第11号)の一部を次のとおり改正する。

平成30年2月19日改正
理事長 高橋 則広

新	旧
<p>第1条～第45条 略</p> <p>(減価償却の方法) 第46条 管理運用法人は、減価償却資産(有形固定資産及び無形固定資産のうち、時の経過によりその価値の減少しないものを除いたものをいう。)につき、毎事業年度のはじめの帳簿価額(事業年度途中に取得したものは、その取得したときの帳簿価額)を基礎として、定額法により償却を行い、その減価償却額は有形固定資産について間接法により処理し、無形固定資産については直接法により処理するものとする。</p> <p>2 減価償却資産の減価償却は、その残存価額が、有形固定資産(リース資産を除く。)については1円(備忘価額)、無形固定資産及びリース資産については零に達するまで行うものとする。</p> <p>第47条～第59条 略</p>	<p>第1条～第45条 略</p> <p>(減価償却の方法) 第46条 管理運用法人は、減価償却資産(有形固定資産及び無形固定資産のうち、時の経過によりその価値の減少しないものを除いたものをいう。)につき、毎事業年度のはじめの帳簿価額(事業年度途中に取得したものは、その取得したときの帳簿価額)を基礎として、定額法により償却を行い、その減価償却額は有形固定資産について間接法により処理し、無形固定資産については直接法により処理するものとする。</p> <p>2 減価償却資産の減価償却は、その残存価額が、有形固定資産(リース資産を除く。)については帳簿価額の100分の10、無形固定資産及びリース資産については零に達するまで行うものとする。</p> <p>第47条～第59条 略</p>

附則

この改正は、平成30年2月19日から施行し、改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。